



市 章

# 大津市公報

平 成 29 年 12 月 28 日  
号 外 ( 第 64 号 )

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### 規 則

- 119 大津市種畜譲渡規則を廃止する規則..... 1
- 120 大津市の自然環境の保全と増進に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 1
- 121 大津市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則..... 1

### 告 示

- 287 大津市伊香立市民プール、大津市坂本市民プール、大津市晴嵐市民プール及び大津市曾束市民プールの指定管理者の指定について..... 2
- 288 大津市立木戸老人福祉センター、大津市立北老人福祉センター、大津市立中老人福祉センター、大津市立南老人福祉センター及び大津市立東老人福祉センターの指定管理者の指定について..... 2
- 289 大津市立木戸デイサービスセンターの指定管理者の指定について..... 3
- 290 道の駅いよ妹子の郷地域振興施設の指定管理者の指定について..... 3
- 291 大津市勤労福祉センターの指定管理者の指定について..... 3
- 292 旧大津公会堂の指定管理者の指定について..... 3

## 規 則

大津市種畜譲渡規則を廃止する規則を公布する。  
平成29年12月28日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第119号

大津市種畜譲渡規則を廃止する規則  
大津市種畜譲渡規則（平成2年規則第47号）は、廃止する。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市の自然環境の保全と増進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成29年12月28日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第120号

大津市の自然環境の保全と増進に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
大津市の自然環境の保全と増進に関する条例施行規則（昭和51年規則第5号）の一部を次のように改正する。  
第16条第1項第2号中「がけ」を「崖」に、「よう壁」を「擁壁」に改め、同項第7号中「第3条第7項」を「第3条第8項」に改め、同項第9号中「第2条第7項」を「第2条第13項」に改め、同項第10号中「第2条第7項」を「第2条第1項第18号」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成29年12月28日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第121号

大津市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

大津市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する規則（平成29年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成9年法律第123号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

附則を附則第1条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び2条を加える。

（指定事業者の指定を受けたものとみなされる場合における当該みなされた指定から初回の更新までの期間の特例等）

**第2条** 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第13条の規定により法第115条の45第1項第1号イの第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス（整備法第5条による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。以下同じ。）に限る。）に係る法第115条の45の3第1項の指定事業者の指定を受けたものとみなされた者のうち、平成30年1月1日において現に介護予防訪問介護相当サービスと法第8条第2項に規定する訪問介護（以下「訪問介護」という。）を同一の事業所において一体的に運営しているもの（次項において「特定みなし指定事業者」という。）であって、同日から平成33年3月31日までの間に当該訪問介護の指定の有効期間が満了するものに係る省令附則第31条ただし書の市町村が定める期間は、当該みなされた指定（次項において「みなされた指定」という。）の日から当該訪問介護の指定の有効期間の満了の日までとする。

2 特定みなし指定事業者であって、平成30年1月1日以後最初の訪問介護の指定の更新の日が平成33年4月1日以後の日であるものがみなされた指定について初回の更新を行う場合における第3条の規定の適用については、「6年」とあるのは、「6年以内で市長が定める期間」とする。

**第3条** 整備法附則第13条の規定により法第115条の45第1項第1号ロの第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するサービスをいう。以下同じ。）に限る。）に係る法第115条の45の3第1項の指定事業者の指定を受けたものとみなされた者のうち、平成30年1月1日において現に介護予防通所介護相当サービスと法第8条第7項に規定する通所介護又は同条第17項に規定する地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という。）を同一の事業所において一体的に運営しているもの（次項において「特定みなし指定事業者」という。）であって、同日から平成33年3月31日までの間に当該通所介護等の指定の有効期間が満了するものに係る省令附則第31条ただし書の市町村が定める期間は、当該みなされた指定（次項において「みなされた指定」という。）の日から当該通所介護等の指定の有効期間の満了の日までとする。

2 特定みなし指定事業者であって、平成30年1月1日以後最初の通所介護等の指定の更新の日が平成33年4月1日以後の日であるものがみなされた指定について初回の更新を行う場合における第3条の規定の適用については、「6年」とあるのは、「6年以内で市長が定める期間」とする。

**附 則**

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

**告 示**

**大津市告示第287号**

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成25年条例第19号）第10条の規定により告示する。

平成29年12月28日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津市伊香立市民プール、大津市坂本市民プール、大津市晴嵐市民プール及び大津市曽束市民プール
- 2 指定管理者の名称及び所在地 神戸市中央区加納町3丁目10番12号 株式会社 linkworks
- 3 指定管理者の指定の期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

**大津市告示第288号**

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成25年条例第19号）第10条の規定により告示する。

平成29年12月28日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津市立木戸老人福祉センター、大津市立北老人福祉センター、大津市立中老人福祉セン

- ター、大津市立南老人福祉センター及び大津市立東老人福祉センター
- 2 指定管理者の名称及び所在地 大津市浜大津四丁目 1 番 1 号 社会福祉法人大津市社会福祉事業団
  - 3 指定管理者の指定の期間 平成30年 4 月 1 日から平成35年 3 月31日まで

-----

**大津市告示第289号**

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成25年条例第19号）第10条の規定により告示する。

平成29年12月28日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津市立木戸デイサービスセンター
- 2 指定管理者の名称及び所在地 大津市浜大津四丁目 1 番 1 号 社会福祉法人大津市社会福祉事業団
- 3 指定管理者の指定の期間 平成30年 4 月 1 日から平成35年 3 月31日まで

-----

**大津市告示第290号**

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成25年条例第19号）第10条の規定により告示する。

平成29年12月28日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 道の駅<sup>いさ</sup>妹<sup>まよ</sup>子の郷地域振興施設
- 2 指定管理者の名称及び所在地 大津市木戸130番地の3 大津志賀地域振興観光株式会社
- 3 指定管理者の指定の期間 平成30年 4 月 1 日から平成35年 3 月31日まで

-----

**大津市告示第291号**

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成25年条例第19号）第10条の規定により告示する。

平成29年12月28日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津市勤労福祉センター
- 2 指定管理者の名称及び所在地 大津市打出浜 1 番 6 号 一般財団法人大津市勤労者互助会
- 3 指定管理者の指定の期間 平成30年 4 月 1 日から平成35年 3 月31日まで

-----

**大津市告示第292号**

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成25年条例第19号）第10条の規定により告示する。

平成29年12月28日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 旧大津公会堂
- 2 指定管理者の名称及び所在地 大津市打出浜 2 番 1 号コラボしが21 9階 株式会社まちづくり大津
- 3 指定管理者の指定の期間 平成30年 4 月 1 日から平成35年 3 月31日まで